

# 神奈川県私立専攻科生徒奨学給付金【通常給付】のお知らせ

- ・ 神奈川県では、私立高等学校等専攻科の生徒の生計維持者（※）の**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、**返済不要**の「神奈川県私立専攻科奨学給付金」を支給しています。
- ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「専攻科支援金」とは別の制度です。
- ・ **対象となる方は忘れずに御申請ください。**

（※）生計維持者は原則、父母2名（父母の離婚等により、父母の一方と別生計の場合は、同一生計の父又は母1名）を指します。

## 1 給付対象者 <次の要件をすべて満たす世帯> ※令和8年度新入生の留学生は給付対象外です。

- ① **令和8年7月1日現在、生計維持者が神奈川県内に在住していること**
  - 生計維持者が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。
- ② **以下の世帯区分のいずれかに該当すること**
  - 生計維持者全員の令和8年度の県民税・市町村民税所得割額（以下、「住民税所得割額」という。）の合計額が0円（非課税）の世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）
    - ・ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
  - 生計維持者全員の令和8年度の住民税所得割額の合計額が105,500円未満の世帯
  - 生計維持者全員の令和8年度の住民税所得割額の合計額が264,500円未満の多子世帯（※1）（※1）多子世帯…扶養する子が3人以上いる世帯（以下同じ）
- ③ **令和8年7月1日現在、生徒が私立高等学校等専攻科（※2）に在学していること**
  - 生徒が専攻科支援金の受給資格を有していることが必要です（国籍、在留資格の要件あり。要件は下段(1)～(7)を参照）。

（※2） 特別支援学校の専攻科は対象外

## 2 支給単価 <世帯区分により支給単価が異なります>

- 対象となる生徒1人当たりの支給単価（年額）

世帯区分	生計維持者全員の住民税所得割額の合計額	支給単価
①住民税非課税世帯	0円	52,100円
②年収270～380万円相当の世帯（※3）	105,500円未満（①を除く）	17,370円
③年収380～600万円相当の世帯（※3）の多子世帯	264,500円未満（①、②を除く）	13,030円

（※3）年収はあくまで目安です

- 以下の国籍等に該当しない場合は、①住民税非課税世帯のみが給付対象です。

### 国籍、在留資格

- (1) 日本国籍を有する者 (2) 特別永住者 (3) 永住者 (4) 日本人の配偶者等 (5) 永住者の配偶者等  
 (6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 (7) 家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

### 3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

○ 提出期限 **令和8年11月13日（金）まで**

○ 提出先 **〒 231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部  
私学振興課 奨学給付金担当**

- ・ 郵送により提出してください。
- ・ 提出期限日の消印有効ですが、時間に余裕を持って提出してください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。特定記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

### 4 支給時期

**令和8年10月中旬頃～令和9年3月中旬頃を予定しています。**

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 申請時に御指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。

募集回	県への提出日（消印日で判断）	振込予定日
第1回	7月14日（火）まで	10月中旬～下旬頃
第2回	9月16日（水）まで	1月中旬～下旬頃
第3回	11月13日（金）まで	3月上旬～中旬頃

### 5 提出書類 <提出前に漏れがないことを十分に確認してください>

- ・ **申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページを御確認ください。**

**(申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます)**

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/syougakukyuuukinn.html>

(県ホムページ)



### 6 問合せ先（神奈川県）

神奈川県 私学振興課 助成グループ

電話 045-210-3793（直通）

（8:30～12:00、13:00～17:15（土・日・祝日、年末年始を除く））